

佐賀大学附属図書館長選考規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第19条第2項の規定に基づき、佐賀大学附属図書館長（以下「館長」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由及び時期)

第2条 館長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 館長の任期が満了するとき。
- (2) 館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 館長が欠員となったとき。

2 館長の選考は、前項に該当する場合は、その事由が生じた日から原則として30日以内に行う。

(選考)

第3条 館長は、佐賀大学の専任教授のうちから選考する。

第4条 第2条第1項の事由が生じたときは、学長は速やかに各学部（理工学部を除く。）及び工学系研究科に対し、館長候補適任者各1人の推薦を求めなければならない。

2 学長は、前項により推薦された館長候補適任者のうちから、学長が指名し、館長候補者を決定する。この場合において、あらかじめ教育研究評議会の意見を聴くものとする。

(任期)

第5条 館長の任期は、2年とする。

2 館長が欠員となった場合の後任の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、館長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命される附属図書館長は、国立大学法人佐賀大学の初代部局長等の選考に関する規則（平成16年1月16日制定）に基づき、選考された者について、この規則により選考されたものとみなす。

附 則（平成22年3月19日改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この規則は、平成22年11月24日から施行する。